

「福島県気候変動対策推進計画」の策定に関して環境審議会ですべていただいた御意見と対応方針

＜令和6年度第7回福島県環境審議会（令和7年2月12日開催）ですべていただいた御意見とその回答、計画への対応方針＞

No.	委員名	委員からの意見	審議会での回答（県環境共生課）	計画への対応方針	該当箇所
1	丹野（孝） 委員	○ 本県の温室効果ガス排出量について、2021年度の排出量が、2020年度の排出量よりも上がった要因が分かれば教えてほしい。	○ 2020年度は新型コロナウイルス感染症による極端な行動制限などがあり、その影響で排出量が落ち込んだもの。 ○ 本県の温室効果ガス排出量全体としては、徐々に減少していると分析している。	—	—
2	丹野（孝） 委員	○ 本県の温室効果ガス排出量について、2030年度50%削減という目標達成の見通しについて教えてほしい。	○ 今後、2030年度に向けては年間の目標の削減幅が大きくなっていくため、更なる削減努力が必要と考えている。	—	—
3	藤田委員	○ 産業、運輸、民生業務部門は順調に削減されているが、民生家庭部門が課題であり、家庭部門をエンドブース（支援）するような計画にならないか。 ○ ロードマップには、2040年、2050年の大幅な削減に向けて、家庭部門では「省エネ家電の普及」、業務部門では「ヒートポンプの導入」、運輸部門では「次世代自動車の導入」が書いてあるが、一自治体で達成できるものではないと考えている。目標達成に向けた過程について説明をお願いしたい。	○ 今の技術やエネルギー構造では達成が難しい数字であるものと認識している。大きな技術革新が待たれるものもあり、日本全国・世界全体での課題と認識している。	○ 現在、改定作業中の「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」に掲げる各部門の目標や、国の政策の動向を踏まえ、各部門の目標達成に向けた重点事項を計画に盛り込むこととします。	第3章 第4章
4	藤田委員	○ 外側の技術革新を待つことなく、カーボンニュートラル先進県として、福島らしいモデル事業のようなものを期待したい。	○ 県庁全体でカーボンニュートラルに取り組んでいる。いただいた御意見については、関係部局に共有して、連携しながら取り組んでいく。	○ 企業や大学等と連携した技術開発など、関係部局と連携した取組に関する事項を計画に盛り込むこととします。	第4章

No.	委員名	委員からの意見	審議会での回答（県環境共生課）	計画への対応方針	該当箇所
5	飯島委員	○ 今回の説明は、これから検討・策定する計画の方針であり、具体的な計画は今後改めてお諮りいただける認識でよいか。	○ 令和7年度6月頃に骨子案、夏過ぎ9月頃に素案をお示しし、御議論いただいた後に、パブリック・コメントを実施することを考えている。	○ 今回、骨子案について御意見をいただき、今後開催する環境審議会において、計画の素案をお示しする予定です。	－
6	飯島委員	○ 今回の大きな方針としては、あまり変更は無いものの、部門別で評価を行うこと、2035年度・2040年度の目標を作るということ認識でよいか。	○ 現在の計画を大きく見直すということではない。国の新しい計画を十分に勘案しながら作成してまいりたい。	○ 計画期間は令和12（2030）年度までとしますが、現行計画に掲げる2040年度及び2050年度の目標に加え、新たに2035年度の目標値を設定します。また、各部門の目標値についても設定し、評価を行います。	第3章
7	飯島委員	○ 条例案の審議をした際の委員意見を踏まえて、具体的な計画にしてもらいたい。 ○ 目標設定は重要であるが、本当に実現が可能かどうか、知恵を絞って道筋をしっかりとってほしい。	○ （御意見として拝聴）	○ 条例案の審議においていただいた、環境審議会からの御意見を踏まえて、計画を策定します。（別紙「過去の審議会意見への対応」参照） ○ 産業部門など各部門の目標の設定に当たっては、改定作業中の「福島県2050年カーボンニュートラルロードマップ」で検討しております。	－
8	西村委員	○ 県内の再生可能エネルギーについて、太陽光発電の普及が進んでいるが、耐用年数はどのくらいか。2050年までには相当量の入れ替えが出てくるのではないか。	○ 太陽光発電について、パネルの寿命は20年程度と認識している。2050年までには、継続して入れ替えが必要になる。ペロブスカイトのような新しい技術も含めて、全体像を考えていく必要があると考えている。	○ 太陽光発電設備の導入拡大に加えて、ペロブスカイト太陽電池等の新たな技術の導入や太陽光パネルの適切なリユース・リサイクルの推進について記載してまいります。	第3章
9	西村委員	○ 今は太陽光発電がメインだが、将来的にはプラスアルファの発電も起こりうると考えてよいか。	○ 国のエネルギー政策も踏まえる必要がある。	○ 令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策やエネルギー基本計画のほか、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンを踏まえた計画としてまいります。	－

No.	委員名	委員からの意見	審議会での回答（県環境共生課）	計画への対応方針	該当箇所
10	西村委員	○ 2050年までに次世代のエネルギーがどうなるのか予測しながら、計画について考えてほしい。	○ 国において地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画の見直しが進んでおり、その状況も踏まえていく。	○ 令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策やエネルギー基本計画のほか、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンを踏まえた計画としてまいります。	－
11	熊本委員	○ 適応策の豪雪対策について、新潟県では公的被害・人的被害の予測をしている。今回の計画の中に入れ込むべきかの検証が必要と考えている。	○ どのような記載になるかは別の機会に御議論いただくとして、大雪への対策についても入れ込むべきか検討したい。	○ 適応策において、豪雪に関する記述を盛り込むこととします。	第4章
12	中野会長	○ 県内の森林吸収量について、2050年度は1,300千t-CO2であり、現在よりも少ない数値である。福島県らしさを出す方向として、森林吸収量を増やす努力があってもよいのではないか。福島県の立地からすると、J-クレジットは活用しやすいと思う。 ○ 森林吸収量については、増加させる努力・道筋がないので、実現可能性を考慮しつつ、現在よりも増やしていく方向で道筋を検討してほしい。難しいこととは思いますが、福島県ではカーボンマイナスを目指して、悪くてもカーボンニュートラルのようなどころを目指してほしい。	○（御意見として拝聴）	○ 森林吸収量については、関係部局と連携して検討を進めてまいります。 ○ また、J-クレジット制度を活用した取組に関する事項について計画に盛り込むこととします。	第3章
13	沼田委員	○ 計画の策定後にどのくらいの頻度で更新するのか伺いたい。	○ 国の計画の改定時や状況が合わなくなってきたなどのきっかけがあれば、見直すことになると考えている。	○ 施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。	第7章

No.	委員名	委員からの意見	審議会での回答（県環境共生課）	計画への対応方針	該当箇所
14	沼田委員	○ 福島県ならではの内容が見つけにくい。	○ 独自色として、国を上回った目標を掲げることなどを考慮してまいりたい。	○ 条例に掲げる原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりの理念などを踏まえ、「福島県ならではの」に関する事項の記載を検討します。	第3章
15	沼田委員	○ 県カーボンニュートラル条例では、各個人がどう行動するかを規定していると理解している。自分事にするための工夫として、一人当たり、一事業所当たりの指標があるとよいと思うので検討をお願いしたい。	○ 県内事業者の状況として、脱炭素に向けた意識が浸透していない。更なる意識醸成や実践拡大を訴えることを考えていきたい。	○ 県民や事業者が気候変動対策を自分事と捉えて、実践していただけるよう、計画内容を検討してまいります。	第3章
16	中野会長	○ 一人当たりの視点は大事。そのような目標が一人一人のモチベーションにつながればよい。	○（御意見として拝聴）	○ 県民や事業者が気候変動対策を自分事と捉えて、実践していただけるよう、計画内容を検討してまいります。	第3章
17	長渡委員	○ 太陽光発電については、小規模開発についても森林開発の制限がかかると聞いている。太陽光発電はまだまだ推進していくのか。それとも、他のエネルギーに代えていくのか。 ○ メガソーラー発電所の設置に当たり、大規模な森林開発を行っているが、それによる吸収量の減少はないのか。 ○ メガソーラーについてはマイナスイメージしかないし、実際に環境に優しいのか不安が大きい。情報が得られないことが大きな不安の理由であるので、誰にでも分かるような配置の方法や、適正な場所・適正な規模ということを忘れずに、計画も考えてもらいたい。	○ 環境アセスメントの中で、森林伐採面積が出ており、その事業での森林吸収量と太陽光発電による二酸化炭素排出量の削減量とを比較しており、削減の方が大きいという結果が出ている。 ○ 現状、太陽光発電の導入は伸びているところ。大規模発電だけではなく、家庭の屋根や農地などへの設置により、今後も発電量は増えていくと考えている。 ○ 政策的な部分については担当課が異なるため、必要に応じて次回以降に回答する。	○ 令和7年2月に閣議決定された地球温暖化対策やエネルギー基本計画のほか、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンを踏まえた計画としてまいります。	—

No.	委員名	委員からの意見	審議会での回答（県環境共生課）	計画への対応方針	該当箇所
18	今野委員	○ 福島らしさについて、会津地方・中通り地方・浜通り地方、地方ごとの特色を活かしながら進めていくことも配慮してほしい。	○ 県内広いため、地域ごとに気候も異なる。地域にあった施策を行う必要があるため、十分に考えて、計画に反映させてまいりたい。	○ 各地方に特色のある事項についても、新たに計画に盛り込むこととします。	第5章
19	今野委員	○ 生物多様性について、自然共生サイトの取組も行っているため、連携も検討してもらいたい。	○ 自然との共生についても、十分に考えて計画作りを進めてまいりたい。	○ 御意見を踏まえて計画の内容を検討してまいります。	第3章

(別紙) 過去の審議会意見への対応

<令和5年度第3回福島県環境審議会(令和6年1月10日書面開催)でいただいた御意見と回答、計画への対応方針(計画関係抜粋)>

No.	委員名	委員からの意見	審議会での回答(県環境共生課)	計画への対応方針	該当箇所
1	沼田委員	○ 条例案全体として、壮大な目標の羅列、あれもこれもになっており、どこを重視するのかといった緩急がなく、どう進めるのかも分からない。	○ 本答申案は、各主体が取り組むべき事項を網羅的に記載したものとなる。 ○ 具体的な施策や重点事項等については、県が策定する気候変動対策推進計画に定め、毎年度、実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表することとしている。	○ 計画では目標の達成に向けた重点事項を定めることとし、具体的な取組やその実施状況については、毎年度、福島県カーボンニュートラル推進本部に諮ることとします。	第7章
2	沼田委員	○ 「2 県による気候変動対策」の位置付けがおかしい。 ○ 県の率先対策等を先に述べたいのかもしれないが、そうした事柄も p.12 の「6 推進体制に関する事項」に入れるなどし、県が適応策・緩和策を強力に押し進める屋台骨となること、そしてどう具体的に押し進めるのかを、「6 推進体制に関する事項」にしっかり書き込んでどうか。	○ 御意見を踏まえ、第2章のタイトルを「気候変動対策推進計画等」に修正した。 ○ 県が実施する緩和策及び適応策の具体的な事項については、県が策定する気候変動対策推進計画で定めることとしている。 ○ 気候変動対策の推進体制については既に、知事を本部長とした庁内組織である「福島県カーボンニュートラル推進本部会議」、知事を代表としたオール福島の組織体である「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を整備しているが、こういった推進組織は、社会情勢を踏まえ変遷していくものと考えられることから、条例においては、県が推進体制を整備することのみを規定することとしたい。 ○ なお、現状の推進体制については、上記計画の中で記載されるものとなる。	○ 計画では県が実施する緩和策、適応策に関する重点事項について盛り込むこととします。なお、計画に基づく具体的な取組については、福島県カーボンニュートラル推進本部に諮りながら進めることとします。 ○ また、推進体制について、計画に具体的に盛り込むこととします。	第2章 第3章 第4章

No.	委員名	委員からの意見	審議会での回答（県環境共生課）	計画への対応方針	該当箇所
3	沼田委員	<p>○ 県も「3 緩和策の推進に関する事項」「4 適応策の推進に関する事項」の一主体のほずである。また、県だけでなく、県民・事業者が一体となって進めていく必要があるはずである。</p>	<p>○ 2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けては、緩和策と適応策を車の両輪として、オール福島で推進する必要があり、「1 総則的事項」の中で、それぞれの責務として、県は施策の策定及び実施に当たってあらゆる主体との連携・協働を図ること、事業者及び県民は県及び市町村が実施する気候変動対策に協力することを規定している。</p> <p>○ 御意見を踏まえ、「4 適応策の推進に関する事項」についても、県だけでなく事業者及び県民が一体となって進めていくことを明確にするため、「4（1）適応策の推進に関する基本的事項」の中に、「事業者及び県民が適応策の取組」に努める文言を追加した。</p> <p>○ なお、県が実施する緩和策及び適応策の具体的な事項については、県が策定する気候変動対策推進計画に定め、毎年度、実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表することとしている。</p>	<p>○ 計画では県が実施する緩和策、適応策に関する重点事項について盛り込むこととします。なお、計画に基づく具体的な取組については、福島県カーボンニュートラル推進本部に諮りながら進めることとします。</p> <p>○ また、毎年度の取組の実施状況等を取りまとめて公表することについて、計画に盛り込むこととします。</p>	第3章 第4章 第7章
4	飯島委員	<p>○ 緩和策の推進に関する県の取組がほとんど記載されていない。「3 緩和策の推進に関する事項」において、県が実施すべき施策として規定されているのが、以下の項目のみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（5）の中の水素等の利用の促進における関係者間の連携促進、水素等利用の重要性に関する普及啓発、その他の必要な取組 ・（6）の中の水資源循環利用促進、ならびに、フロン類の排出抑制における 	<p>○ 県の責務として、総合的かつ計画的な気候変動対策に関する施策を策定し実施することを定めており、県が実施する緩和策及び適応策の具体的な事項や、事業者等の取組を促進するための取組等については、県が策定する気候変動対策推進計画で定めることとしている。</p> <p>○ なお、御意見を踏まえ、県が主語となる規定について、改めて整理した。</p>	<p>○ 計画では県が実施する緩和策、適応策のほか、事業者等による取組の促進に関する重点事項について盛り込むこととします。なお、計画に基づく具体的な取組については、福島県カーボンニュートラル推進本部に諮りながら進めることとします。</p>	第3章 第4章

No.	委員名	委員からの意見	審議会での回答（県環境共生課）	計画への対応方針	該当箇所
		<p>使用合理化・管理適正化に関する啓発知識の普及、情報の提供、その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> （7）の森林整備・保全に必要な取組、理解深化のための情報提供その他の取組、再造林推進に必要な取組、沿岸部等藻場等の再生、造成等、猪苗代湖等における温室効果ガス吸収・固定に係る知見収集と効果的利用のための必要な取組。 ○（1）事業活動、（2）交通機関、（3）建築物、（4）日常生活に関しては、県の取組が何も記載されておらず、事業者、県民、一時滞在者の取組のみが列挙されている。事業者等の取組が適切に推進されるよう、県が必要な取組を講ずるべきであり、それらを各項目に記載するべきである。 			
5	飯島委員 橋口委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者のアンケートを見ると、削減方法・再エネ導入方法などのノウハウ取得、再エネ導入事業者への投資・立地促進などのリクエストが多いようである。県として、事業者等の緩和策導入を支援する具体的な取組を記載するべき。 ○ 事業者からのアンケート回答にあるように、排出量を把握する方法が分からないという実情に対して、条例の制定後は事業者向けにサポート等を並行して行いながら推進していくという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「5（1）カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関する理解の促進」として、県が情報提供その他必要な取組を行うことを定めており、温室効果ガス排出量の算定支援や脱炭素セミナー・勉強会の開催を継続するとともに、新たに中小企業の脱炭素化を推進するための支援体制も構築するなど、事業者等の緩和策導入を支援する取組を進めていく。 ○ 具体的な事項については、県が策定する気候変動対策推進計画で定めることとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県が実施する事業者等の温室効果ガス排出量の把握や省エネ設備の導入、再エネの導入促進を始めとする緩和策の推進に関する重点事項について盛り込むこととします。なお、計画に基づく具体的な取組については、福島県カーボンニュートラル推進本部に諮りながら進めることとします。 	第3章

<令和5年度第4回福島県環境審議会（令和6年2月14日開催）でいただいた御意見と回答、計画への対応方針（計画関係抜粋）>

No.	委員名	委員からの意見	回答（県環境共生課）	計画への対応方針	該当箇所
事前意見					
1	石庭委員	○ 緩和策と適応策は気候変動対策の両輪と明記されているにもかかわらず、適応策の具体性が乏しいと感じたが、適応策の詳細は気候変動適応センター等の調査結果から決めていくという理解でよいのか。また、緩和策の各項目は「○○に関する気候変動対策」と書かれており、気候変動対策を支える緩和策と適応策という構造が見えづらく感じる。	○ 適応策については、（福島県気候変動適応センターを中心とした、庁内や関係機関との連携体制を活かしつつ、）気候変動による影響やその予測を踏まえながら、適時適切に適応7分野における具体的な取組を進めることが重要であると考えている。 ○ このため、適応策は緩和策と異なり、気候変動に対して柔軟に対応することができるよう、具体的な事項については、条例に基づき県が策定する気候変動対策推進計画に定めていく。	○ 適応策について、条例に掲げる重点分野の取組を中心に、気候変動による影響や予測の結果を踏まえた重点事項を盛り込むこととします。	第4章
当日意見					
1	飯島委員	○ 具体的な県の取組は計画の中で定めるとのことだが、その計画に対して審議会でも議論することは可能なのか。計画の取扱について説明いただきたい。	○ 計画の策定・改定に当たっては、審議会でも審議をいただくこととしているため、御意見は改めていただきたいと考えている。	—	—